

第3次大野城市 人権教育・啓発基本指針



人権の花運動（令和2年度大野北小学校）

大野城市

大野城市市民憲章

昭和52年11月23日制定

大野城市は、西暦665年水城大堤とともに築かれた
我国最古の山城「大野城」にその名を由来し、古い
歴史と豊かな自然に恵まれた緑のまちです。

わたしたち市民は、互いにまどかな心のふれあいを
大切にしながら、たくましく発展する未来をめざして、
ここに市民憲章を定めます。

- 1 自然を大切にし 緑と花でつまれた
清らかなまちをつくりましょう
- 1 郷土を愛し きまりを守り
心豊かなまちをつくりましょう
- 1 おとしよりをいたわり こどもの夢を育て
あたたかいまちをつくりましょう
- 1 文化とスポーツに親しみ 人の和をひろめ
健康で明るいまちをつくりましょう
- 1 働くことに喜びをもち
活気にみちたまちをつくりましょう

差別や人権侵害のない 市民一人ひとりが安心して 幸福を実感できる社会をめざして



「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」、これは世界人権宣言の第1条です。

国連は、20世紀の2度にわたる世界大戦によって、多くの命と人権が失われた悲しい過去を反省し、二度と同じ過ちを繰り返さないため、1948（昭和23）年12月10日、「世界人権宣言」を採択しました。人権とは、私たちが幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別を超えて万人に共通した一人ひとりに備わったものです。そして、私たちが暮らす21世紀は、平和で人権が尊重される世紀を目指そうという願いを込めて「人権の世紀」と言われています。

本市では、1994（平成6）年に市議会において「人権都市宣言」が決議され、1996（平成8）年には、すべての市民の人権が等しく保障される地域社会の実現を目指した「人権を尊ぶまちづくり条例」を制定しました。

そして、2010（平成22）年3月には、「大野城市人権教育・啓発基本指針」を策定し、総合的かつ計画的に様々な人権施策を推進してまいりました。

時代は平成から令和に移りましたが、私たちの社会生活のさまざまな場面で、同和問題（部落差別）や女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに対する偏見や差別はいまだに根強く残っています。また、インターネットによる誹謗中傷、性的指向や性自認など性に関する多様性への理解不足による偏見、新型コロナウイルス感染症に関わる心ない差別言動など、新たな人権問題も生じています。

このような社会情勢や、令和元年度に実施した「人権問題に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、このたび、「大野城市人権教育・啓発基本指針」の第3次改定を行いました。今回の改定にあたりましては、市民の皆様をはじめ、大野城市人権政策審議会の委員の皆様にご貴重なご意見をいただきました。ここに改めまして感謝を申し上げます。

本市は、令和4年度に市制施行から50年の節目を迎えます。次なる50年も、お互いの人権が尊重され、市民の誰もが幸せを感じる地域社会の実現に向け、人権教育・啓発を地道に積み重ねてまいります。市民の皆様や関係者の皆様には、さらなるご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

令和3年3月

大野城市長 **井本宗司**

【目次】

第1章 はじめに

1 趣旨と経緯	1
(1) 基本指針の策定	1
(2) 基本指針の見直し	1
2 性格と位置づけ	2
3 策定の背景	2
(1) 国際的な流れとして	2
(2) 日本における取り組みについて	3
(3) 福岡県における取り組みについて	3
(4) 大野城市における取り組みについて	4

第2章 人権教育・啓発の推進

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	6
(1) 就学前教育	6
(2) 学校教育	6
(3) 家庭教育	7
(4) 地域	7
(5) 企業	8
2 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進	10
(1) 教育・啓発活動の推進	10
(2) 人材の育成と活用の充実	10
(3) 情報提供の充実及び強化	10

第3章 分野別施策の推進

1 同和問題	12
(1) 現状	12
(2) 市の取り組みと課題	12
(3) 今後の方針	13
2 女性に関する問題	14
(1) 現状	14
(2) 市の取り組みと課題	14
(3) 今後の方針	15

3	子どもに関する問題	16
(1)	現状	16
(2)	市の取り組みと課題	16
(3)	今後の方針	17
4	高齢者に関する問題	18
(1)	現状	18
(2)	市の取り組みと課題	18
(3)	今後の方針	19
5	障がいのある人に関する問題	20
(1)	現状	20
(2)	市の取り組みと課題	20
(3)	今後の方針	21
6	外国人に関する問題	22
(1)	現状	22
(2)	市の取り組みと課題	22
(3)	今後の方針	23
7	インターネットによる人権侵害に関する問題	24
(1)	現状	24
(2)	市の取り組みと課題	24
(3)	今後の方針	25
8	働く人に関する問題	26
(1)	現状	26
(2)	市の取り組みと課題	26
(3)	今後の方針	27
9	様々な人権問題	28
(1)	HIV感染者等に関する問題	28
(2)	刑を終えて出所した人に関する問題	28
(3)	犯罪被害者等に関する問題	29
(4)	北朝鮮によって拉致された被害者等に関する問題	29
(5)	ホームレスに関する問題	29
(6)	性的指向及び性自認に関する問題	30
(7)	人身取引に関する問題	30
(8)	アイヌの人々に関する問題	31
(9)	東日本大震災に起因する偏見や差別に関する問題	31

第4章 推進体制等

- 1 全庁的な推進体制32
- 2 国・県・関係団体等との連携32
 - (1) 国や県等行政機関との連携32
 - (2) 市民や関係団体等との連携32
- 3 点検と見直し32

資料

- 1 日本国憲法（抄）33
 - 2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律38
 - 3 第6次大野城市総合計画前期基本計画40
 - 4 世界人権宣言41
 - 5 大野城市人権都市宣言46
 - 6 大野城市人権を尊ぶまちづくり条例47
 - 7 男女共同参画都市宣言49
 - 8 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例50
- 参考 人権関係年表53

付録

- 1 策定の経過59
- 2 大野城市人権政策審議会委員60

第1章 はじめに

1 趣旨と経緯

(1) 基本指針の策定

わが国は、戦後、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法【資料1】の下で、同和問題をはじめとした様々な人権問題の解決に取り組んできました。

高度経済成長後の人権尊重意識の高まり、様々な差別や人権侵害事案の発生、人権擁護における内外の情勢を受け、国は、2000（平成12）年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）」

【資料2】を制定し、その第5条において、地域の実情を踏まえた人権教育・啓発の施策の策定と実施を、地方公共団体の責務として定めました。

その後、少子高齢化や高度情報化が進む中で、人々の価値観の多様化や権利意識の高まりとともに、様々な人権問題が新たに発生してきました。また、一方で古くからの偏見や差別意識も根強く存在しており、人権問題がますます複雑・多様化する状況が顕著になってきました。このような中で、本市においても実情に即した、より効果的な人権施策を、総合行政として計画的に推進していく必要性が高まってきました。

このような状況を受けて、豊かな人権文化のまちづくりを目指し、より総合的かつ効果的な人権教育と啓発を推進していくために、2010（平成22）年3月に「大野城市人権教育・啓発基本指針（以下「第1次基本指針」という。）」を定め、また、その翌年（2011（平成23）年）の5月には、その実施計画である『大野城市人権教育・啓発基本指針』に基づく実施計画（以下「第1次実施計画」という。）」を定めて、様々な施策を推進してきました。

そして、2016（平成28）年3月には、第2次となる「大野城市人権教育・啓発基本指針（改定版。以下「第2次基本指針」という。）」及び「実施計画（以下「第2次実施計画」という。）」を策定しました。

(2) 基本指針の見直し

第2次基本指針では、市民意識調査等を実施しながら5年ごとの見直しを行うことを定めています。このことを踏まえて、市では、2019（令和元）年11月に「人権問題に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）」を実施し、2020（令和2）年度中に必要な見直しを行い第3次となる基本指針の策定を行うものです。

第3次となる基本指針の策定に当たっては、従前からの課題であるいじめや体罰、児童虐待といった子どもの人権侵害やインターネット上の人権侵害、日本に

居住する外国人との共生のほか、2015（平成 27）年度に行った第 2 次基本指針の策定以後に生じた、新型コロナウイルス等の感染症に起因する人権侵害問題などに配慮するとともに、社会状況の変化や人権問題における国・県等の政策・施策の状況に加え、市民意識調査の結果を適宜反映させることなどにより、より効果的な人権教育と啓発の推進を目指すものとします。

2 性格と位置づけ

基本指針の性格は、

- 大野城市人権を尊ぶまちづくり条例の理念のもとに、市民一人ひとりが人権を尊び、あらゆる差別をなくすとともに、心豊かな社会の実現を目指していくための方向性を示すものです。
- 「人権が尊重される社会づくりの担い手は、地域住民である」との理念のもとに、大野城市における人権教育・啓発の基本的な方針を示すものです。

基本指針の位置づけは、

- 「人権教育のための国連 10 年大野城市行動計画（2001（平成 13）年）」の趣旨を引き継いで作成されたものであり、時代の流れに伴う社会情勢の変化に配慮し、策定を行っていくものです。
- 第 6 次大野城市総合計画 前期基本計画【資料 3】に整合し、推進されるものです。

3 策定の背景

（1）国際的な流れとして

20 世紀に二度の大きな戦争を経験した人類は、「人権問題は、それぞれの国の問題としてだけでは解決できない」「人種や民族による差別を放置したままでは平和は達成できない」という大きな教訓を得ました。

そこで、国際連合（以下「国連」という。）を設立し、1948（昭和 23）年 12 月 10 日、国連第 3 回総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」【資料 4】を採択しました。その第 1 条において、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について、平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」とうたっています。

この世界人権宣言の精神を実現するため、国連では、人権を保障する様々な条約等が採択され、差別撤廃、人権確立のための具体的行動を提起してきました。

そして、人権に関する多くの国際的な基準を広く人々に伝え、人権が尊重される社会の実現を目指し、1994（平成 6）年、世界中で人権教育を推進するために 1995（平成 7）年から 2004（平成 16）年までの 10 年間で「人権教育のため

の国連 10 年」とする決議を行い、人権教育に取り組んできました。

続いて、2004（平成 16）年 12 月、「人権教育のための世界計画」が採択され、すべての分野で人権教育を継続的に発展させていくこととなりました。

また、国連では 2015 年に持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））を採択しました。SDGs は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現すべく、17 のゴール及び 169 のターゲットを定めています。SDGs に掲げられた目標は、貧困や保健、気候変動等多岐にわたっており、中でも人権分野は、SDGs の 17 のゴールの多くに関連しています。

（2）日本における取り組みについて

基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の施行以来、国家として人権に関する教育・啓発に取り組んできました。

特に、不当な差別が温存されてきた同和問題については、1969（昭和 44）年の「同和对策事業特別措置法」（*1）の制定に伴う 33 年間にわたる特別対策により、差別の撤廃と生活環境の改善に努めてきました。その他の課題に関しても、国連の動きを背景に「国際人権規約」（*2）をはじめ、「女子差別撤廃条約」（*3）「子どもの権利条約」（*4）「人種差別撤廃条約」（*5）など様々な条約を批准するとともに、「障害者基本法」（*6）「男女雇用機会均等法」（*7）などの国内法を整備し、人権意識の普及に向けての取り組みが進められてきました。

施策としては、「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画（1997（平成 9）年）」が策定され、この国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえ、2000（平成 12）年に「人権教育・啓発推進法」が制定されました。そして、この法律に基づき、人権尊重社会の早期実現を図るため、「人権教育・啓発に関する基本計画」（2002（平成 14）年）を策定し、様々な施策を推進しています。近年では、障害者虐待防止、子どもの貧困対策、いじめ防止、障がいのある人への差別防止、ヘイトスピーチ防止、部落差別防止などに関する国内法を整備し、社会情勢の変化に伴い新たに顕在化してきた問題への対応を進めています。

また、SDGs に関しては、わが国では、様々な人権問題について、自分自身のこととして捉え、考えてもらえるよう、そして、SDGs が掲げる「誰一人取り残さない」社会が実現されるよう、国際社会と協調し、国内外において、これからも各種の人権啓発活動を幅広く展開していくこととしています。

（3）福岡県における取り組みについて

県では、1998（平成 10）年に「人権教育のための国連 10 年福岡県行動計画」を策定し、人権尊重社会の実現のための具体的なプランを示すとともに、「人権」という普遍的な文化を構築するため、あらゆる場を通じた人権教育・啓発の取り組みを進めてきました。

その後、2000（平成12）年の「人権教育・啓発推進法」の制定に伴い、2003（平成15）年に「福岡県人権教育・啓発基本指針」を定め、福岡県における人権尊重社会の確立に向けての人権教育・啓発のあり方を示しました。2018（平成30）年3月には、近年の情報化や国際化が進む中で、インターネット上の人権侵害や性的少数者の人権問題が新たに顕在化するなど、社会状況の変化や、県民意識調査の結果を踏まえ指針を改定しました。現在では、これに基づき様々な教育・啓発を進めるとともに、2017（平成29）年に策定した「福岡県総合計画」の中で、「人権が尊重される心豊かな社会」の実現を掲げ、総合的な人権施策を推進しています。

また、部落差別の解消の推進に関する法律が2016（平成28）年に制定されたことに合わせ、福岡県部落差別の解消の推進に関する条例を2019（平成31）年3月に施行し、部落差別のない社会を実現するため、相談体制の充実や教育・啓発の取り組みを進めることや、県民や事業者に対し、結婚や就職差別、居住に係る調査や調査に関する資料の提供など、部落差別事業の発生につながる行為を制限することを定めました。

（4）大野城市における取り組みについて

市では、1994（平成6）年に市議会において「大野城市人権都市宣言」【資料5】に関する決議が行われたのに続き、1996（平成8）年には、「人権を尊ぶまちづくり条例」【資料6】を制定しました。その第4条において、「市は基本的人権を擁護し、心豊かな社会を形成するために、行政のあらゆる分野で必要な施策を推進するものとする。」とうたい、すべての市民がその個性と能力を尊重され、平和で心豊かに暮らしていくための様々な施策を行ってきました。2001（平成13）年には「人権教育のための国連10年大野城市行動計画」を策定し、差別のない明るいふるさと大野城市を目指し、諸課題の解決に向けて教育・啓発に取り組みました。

その後、2010（平成22）年には第1次基本指針を、その翌年には、第1次実施計画を策定し、より総合的かつ効果的な人権教育・啓発を推進してきました。基本指針及び実施計画は、5年ごとに見直しを行い、2016（平成28）年に社会状況や市民意識調査の結果を踏まえ、第2次基本指針及び第2次実施計画の策定を行いました。

2019（平成31）年度からスタートした「第6次大野城市総合計画 前期基本計画」では、4つの政策の1つとして、「地域と行政の共働による魅力輝くまちづくり」を掲げ、本指針とともに効果的施策の総合的な推進に取り組んでいます。

- * 1 : 1969 (昭和44) 年 7 月施行、1982 (昭和57) 年 3 月失効
- * 2 : 1966 (昭和41) 年採択 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (A規約)」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約 (B規約)」の二種類
- * 3 : 1979 (昭和54) 年採択 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」
- * 4 : 1989 (平成元) 年採択 「児童の権利に関する条約」
- * 5 : 1965 (昭和40) 年採択 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」
- * 6 : 1993 (平成5) 年 「心身障害者対策基本法 (1970 (昭和45) 年制定)」を改正・改題
- * 7 : 1985 (昭和60) 年 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の公布 (勤労婦人福祉法を抜本的に改正)

第2章 人権教育・啓発の推進

「人権教育・啓発推進法」の第2条に「人権教育とは、『人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動』をいい、人権啓発とは、『国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）』をいう」と規定されています。

市では、市民一人ひとりのかけがえのない生命（いのち）が守られ、お互いの人権が尊重される地域社会の実現を目指し、学校教育・社会教育を通じた人権教育を推進するとともに、地域に根ざした人権啓発活動を展開します。

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

(1) 就学前教育

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎となる部分を形成する大切な期間です。この時期に一人ひとりが大切な存在として尊重され、豊かな人間関係が育まれることが、その後の成長にとって極めて重要となります。

乳幼児期の子どもたちは、友達と遊ぶことや周囲の人との関わりを通じて、感情のコントロールや他者への思いやりなどを身に付けていきます。このため就学前教育においては、乳幼児が主体的に関わることができるような、「遊び」や「体験活動」の機会を十分に確保していくことが必要です。これらの日々の活動を通じて、乳幼児が豊かな人権感覚の基礎となる「命の大切さ」を学ぶことができるようにしていかなければなりません。

また、乳幼児期の子どもたちの「人権を大切に作る心」を育てるには、親や保育所（園）・幼稚園の職員をはじめとする周囲の大人が、人権に関する正しい知識と感覚を持って乳幼児に接することが必要であり、計画的に研修等を実施していく必要があります。

(2) 学校教育

学校教育においては、時代や社会の変化に柔軟に対応しながら生きていく力を育成する役割が求められています。

近年、少子化や地域社会における人間関係の希薄化など、子どもたちを取り巻く社会的・教育的環境は大きく変化しています。感受性や自尊感情の乏しさは、人間関係を構築する力を低下させています。また、青少年による凶悪犯罪やインターネット上での悪質な画像投稿などの事件が頻発するなど、規範意識の低下についても懸念されます。

子どもたちには、すべての人々の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の一員として、その役割を積極的に果たす人間に成長する権利があり

ます。そのためには、学校教育においても、社会情勢や国際的視点を踏まえた人権教育を進めるとともに、子どもたち一人ひとりに、自らを大切にする心を育み、自立した一人の人間として生きていくための力を身に付けさせていかなければなりません。

また、子どもたちに、様々な人権問題に関する正しい知識と人権感覚を身に付けさせることも非常に重要です。

現代社会においては、急速な情報化の中で、インターネット等を通じて人権侵害を受けたり、逆に自分が他人の人権を侵してしまったりする危険性が増している状況にあります。特に若い世代ほど、インターネット等の利用頻度が高く、いじめ等のトラブルにつながる可能性も高くなることが懸念されます。また、近い将来、就労のため社会に出る若い世代は、企業内での差別発言やハラスメントなどの人権侵害の当事者となる可能性があります。これらの問題を防いでいくためにも、若いうちから、差別を見極める正しい人権感覚を養っておくことが必要であり、そのために学校教育の果たすべき役割は極めて重要です。

(3) 家庭教育

子どもは、家族とのふれあいを通じて、乳幼児期から豊かな情操や、善悪の判断、生活習慣やマナーを身に付けていきます。

家庭は、人格形成の基盤であり、教育の出発点として重要な役割を担っており、子どもの人権尊重の意識形成には、保護者との関わりが大きく影響します。保護者自身が「偏見をもたない」、「差別をしない」、「暴力を振るわない」、「違いを認める」といった姿勢を、日常生活の中で子どもたちに示していくことが必要です。そのためにも、保護者が正しい人権感覚を身に付けられるように、様々な学習機会や情報提供の充実など、家庭教育の支援を推進していくことが必要です。

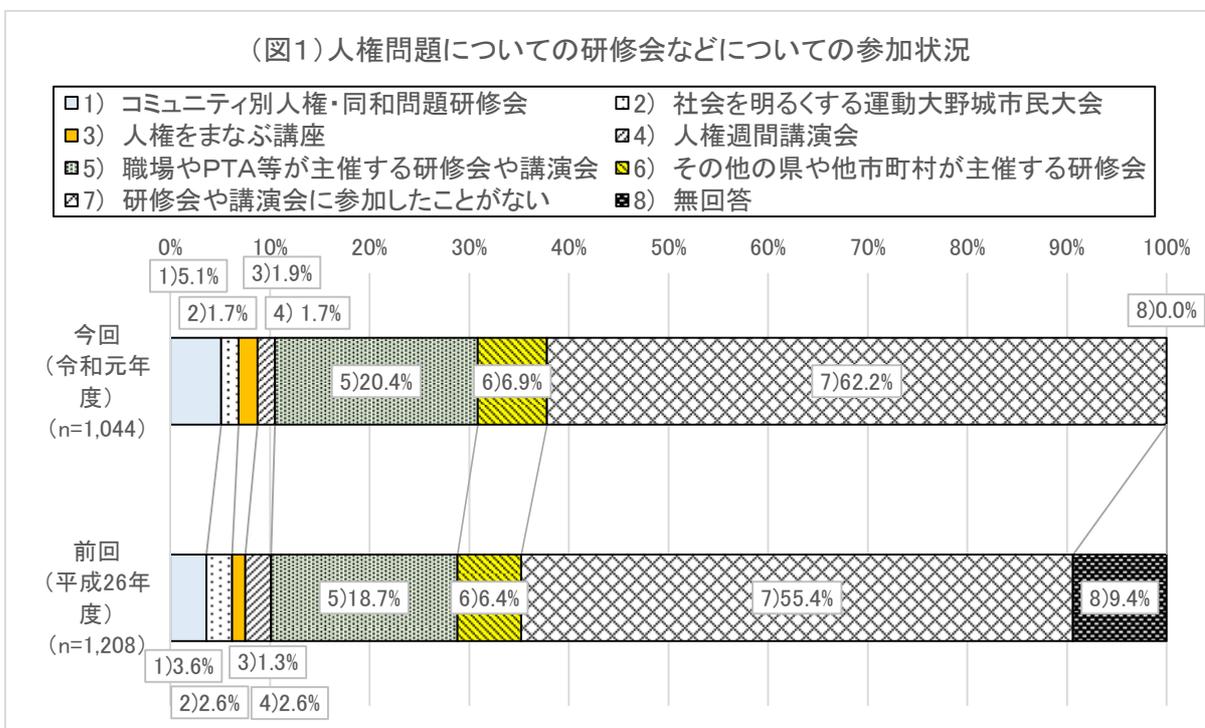
(4) 地域

地域には、家庭と同じように、お互いの人権を尊重する意識や、他人に対する思いやりの心を育む力があります。子どもたちは、地域において日常出会う人々とのふれあいから、豊かな感性を身に付けていきます。

地域住民の人権感覚の向上を図り、地域の教育力を高めるため、市では、様々な研修会や講演会を実施しています。これらの研修会等については、毎年、一定の参加者を得て、内容的にも評価されています。しかし、市民意識調査の結果では、何らかの研修会等に参加したと回答した人の割合は、5年前の前回調査と比較すると2.5ポイント増加しているものの、依然として市民の研修会等への参加促進が大きな課題となっています。(図1参照)

今後とも、多くの市民から幅広く興味を持ってもらえるように、研修会等のテーマや内容を工夫するとともに、これまでに研修会等に参加しなかった人たちに少しでも参加してもらえるよう、地域の人々がより主体的に研修会等の企画・運

営に参画するなどして、より身近で親しみやすいものにしていく必要があります。



(5) 企業

企業は、存在そのものが社会性・公共性を有し、地域や市民との深い関わりを持っています。

市民意識調査の結果では、どのような人権問題に関心があるかの問いについて、今回調査から調査項目に加えた「働く人に関する問題」が、10代から60代まで高い関心の対象となっていることがわかりました。

企業内における差別発言やハラスメント(*8)などの人権侵害をなくすことや、一人ひとりの人権意識の高揚を図ること、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を図ることなどは、企業の重要な使命です。また、企業は、本人の適性や能力以外のことを採用基準とせず、身元調査等が就職差別につながることを十分認識して、採用選考を行わなければなりません。企業には、社会的責任についての自覚と行動が求められています。

今後は、企業団体、筑紫地区各市、ハローワーク、労働基準監督署、商工会などと協力、連携しながら、研修会の開催、ポスターやパンフレットの配布等の啓発活動を通じて、企業の更なる人権意識の高揚と社会的責任に対する自覚を促していく必要があります。

*8 : 「嫌がらせ」や「いじめ」をいう。場面や形態に応じて「セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）」や「パワーハラスメント（職務上の地位を利用した嫌がらせ）」、「マタニティハラスメント（妊娠・出産・育児休業等を理由とした嫌がらせ）」など様々な種類がある。

2 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進

(1) 教育・啓発活動の推進

市民意識調査の中では、それぞれの人権問題に関する質問の中で、その他自由意見を記載する欄を設けました。この中では、具体的な意見の記述も多くみられましたが、単に「わからない」とだけ書かれた意見も数多くみられました。

この「わからない」を貴重な問題提起と捉え、「なぜ『わからない』のか」「どうすればわかってもらえるのか」を考え、今後の教育・啓発活動について工夫していかなければなりません。「わからない」人が、一人でも多く「正しく理解した」「気づいた」人になるよう、地道な教育・啓発活動を進めていかなければなりません。そのためには、無関心な人に少しでも関心を持ってもらえるよう、新たな手法や教材などについても研究していくことが必要です。

また、今後も継続的に実施していく活動についても、常に創意工夫しながら、市民が主体的に関わることのできる機運を醸成していかなければなりません。

(2) 人材の育成と活用の充実

市民があらゆる生活の場において、また、生涯を通じて人権問題を学習するためには、人権教育の推進者が身近にいることが重要です。

人権教育の推進者は、自身が人権問題の解決に向けた実践者であるとともに、専門的知識に加えて、系統的な学習を企画し推進することができなければなりません。

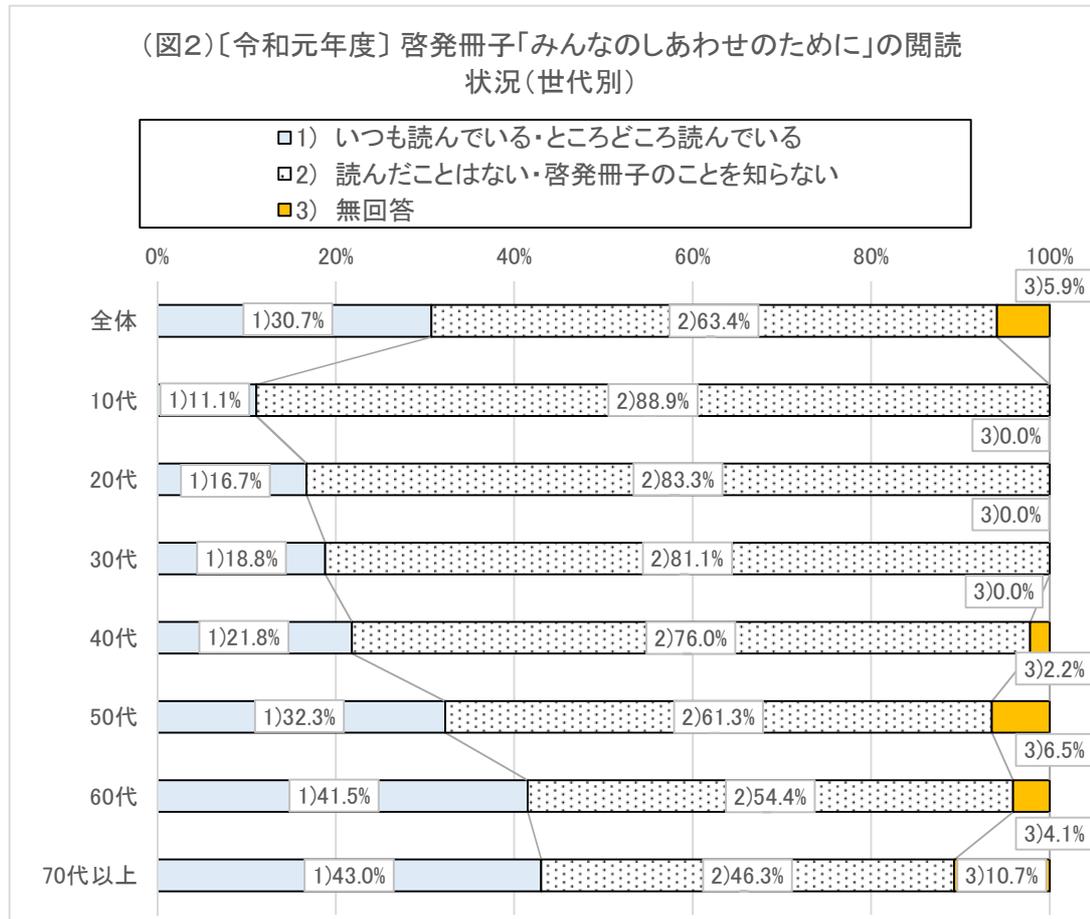
行政や学校職員、地域におけるリーダー、あるいは地域で活動している各種団体や企業・事業所などに対して、人材育成のための研修会などの充実を図ります。また、人権問題に関心の深い市民に対して効果的な学習の機会を提供することにより、地域における人権教育の推進者の育成に努めます。

(3) 情報提供の充実及び強化

市では、これまでも広報やホームページによる啓発事業の情報提供、啓発冊子の配布、街頭啓発やパネル展示など様々な形での情報提供を行ってきました。啓発冊子の閲読状況の調査結果では、5年前の前回調査と同様に、「いつも読んでいる」又は「ところどころ読んでいる」と答えた人の割合は、おおむね高齢の世代ほど多い傾向がみられました。一方で、「啓発冊子のことを知らない」と答えた人の割合は、おおむね若い世代ほど多い傾向があり、これらの情報が十分に市民に伝わっているとは言いがたい状況で、特に若い世代に関しては、その傾向が顕著にみられます。(図2参照)

今後、これらの状況を改善していくためには、内容はもちろんのこと、SNS(*9)をはじめとするインターネット環境の更なる活用や各世代に応じた提供内容の多様化など、手段や対象についても様々な検討を行い、工夫していくことが必要です。

(図2)〔令和元年度〕啓発冊子「みんなのしあわせのために」の閲読状況(世代別)



*9 : ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上の交流を通じて社会的ネットワークを構築するサービス。Facebook、LINE、Twitter などがよく知られている。

第3章 分野別施策の推進

1 同和問題

(1) 現状

同和問題は、わが国固有の人権問題であり、日本国憲法が保障する基本的人権に関わる重大な社会問題です。

国は、1965（昭和 40）年の「同和対策審議会答申」を受けて、1969（昭和 44）年に「同和対策事業特別措置法」を施行し、2002（平成 14）年までの約 33 年間、同和問題解決のために様々な関係施策を推進してきました。その成果として、同和地区の基盤整備は進み、生活環境などは改善されました。

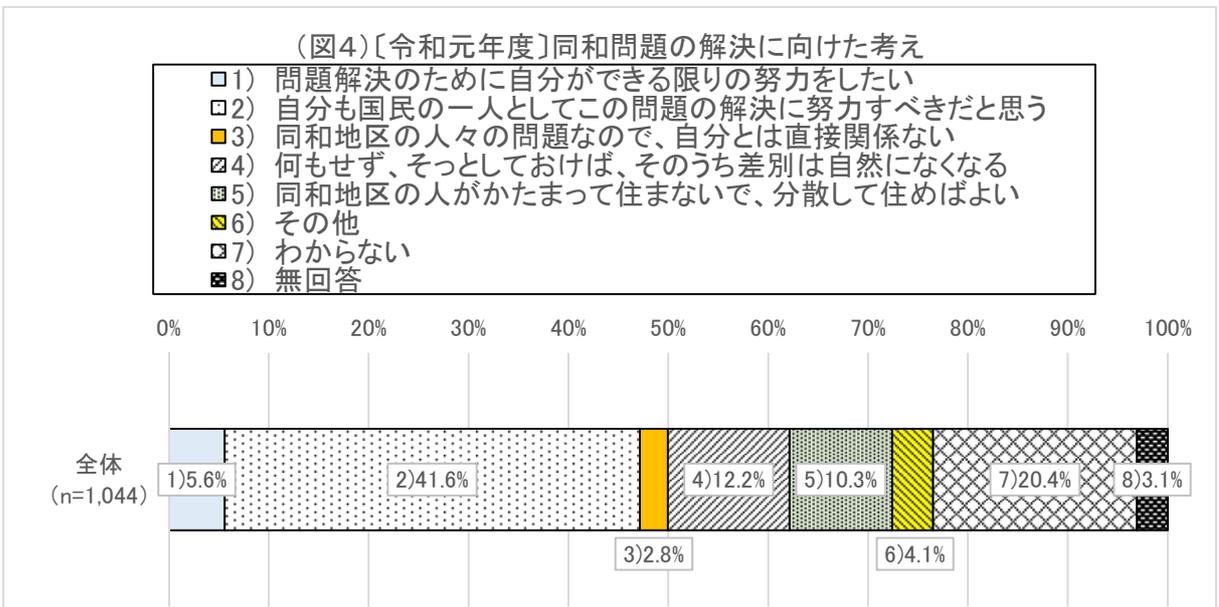
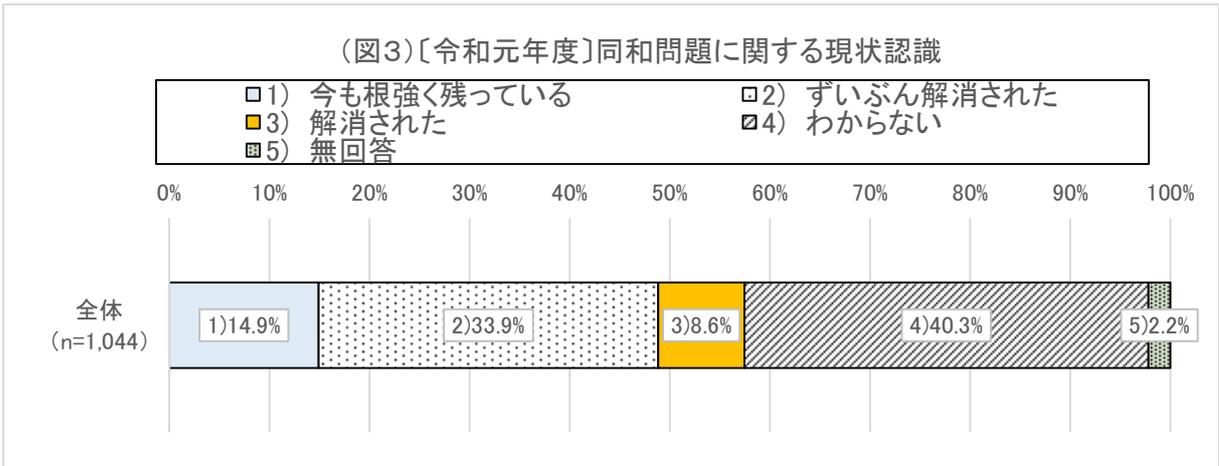
しかし、結婚差別や戸籍・住民票の不正取得、差別落書きなどの事案は現在でも発生しており、日本社会の歴史的発展の過程において形成されてきた差別により、今なお、生まれ育った地域、あるいは住んでいる地域によって、いわれのない差別に苦しむ人々がいるという現実があります。

(2) 市の取り組みと課題

市では、同和問題の解決に向けて、7月の同和問題啓発強調月間におけるコミュニティ別人権・同和研修会の開催や街頭啓発、学校教育における社会科基底カリキュラム(*10)を活用した同和教育の推進など、様々な教育・啓発活動を行ってきました。

今回の市民意識調査では、同和問題における差別の現状（図3参照）について「今も根強く残っている」と思う人の割合が約 15%あり、おおむね若い世代ほど高い傾向が見られました。また、解決に向けた考え（図4参照）として、「そっとしておけば自然になくなる」という「寝た子を起こすな論」や「同和地区の人が分散して住めばよい」とする「分散論」を挙げた人が前回調査とおおむね同じく各 1 割程度存在していることが判明し、必ずしも正しい理解がなされていない現状がみられました。

*10：市教育委員会において、小・中学校の社会科学習の中で、特に人権意識を高めたい学習内容について、教師の理解が進むように共通の指導計画案を示したもの。2017（平成 29）年に小学校版、2018（平成 30）年に中学校版を作成。



(3) 今後の方針

市民一人ひとりが同和問題への正しい理解と認識を深めることが重要です。そのためには、現実に行われている差別の実態や、「寝た子を起すな論」「分散論」といった考え方が無意識的・無自覚的な差別につながることをきちんと伝えることができるよう、関係機関や関係団体と協力しながら市民への啓発活動を進めるとともに、学校教育の段階から差別の起源や歴史について子どもたちに正しく理解させる人権・同和教育を進めていきます。

2 女性に関する問題

(1) 現状

女性に対する差別撤廃に関する国連を中心とした世界的動きの中で、わが国においても、「男女共同参画社会基本法」（1999（平成11）年）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（2001（平成13）年）などの法整備をはじめとする様々な対策がとられてきました。

それによって、女性差別に対する意識は、一定の改善が見られたものの、依然として人々の意識や行動、社会的慣行の中には、女性への差別・偏見がみられ、あらゆる分野で自らの能力を伸ばそうとする女性の生き方を阻害している現状がみられます。

また、世界経済フォーラム（WEF）が2019（令和元）年12月に公表した「ジェンダー・ギャップ指数（世界各国の男女平等の度合いのランキング）」では、女性の政治分野への参画の遅れなどが影響し、調査対象153カ国のうち、日本は121位と前年（110位）から順位を落とし、過去最低となったうえ、先進国中でも最低水準となっています。

女性に対するDV（*11）やストーカー行為（*12）などの性的な要因による暴力の被害は依然として多く、深刻な社会問題となっています。また、2020（令和2）年の新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う、外出自粛や在宅勤務の広がり等により、DV加害者と被害者が家の中で過ごす時間が増加したり、ここに経済状況の悪化が重なるなどのストレス増から、DV被害の増加が懸念されています。さらに、被害者が加害者に常時監視される環境が生まれることによるDV被害の潜在化も懸念されています。

*11：ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者、元配偶者、交際相手など親密な関係にある異性からの身体への暴力やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動のことをいう。

*12：つきまとい行為のこと。

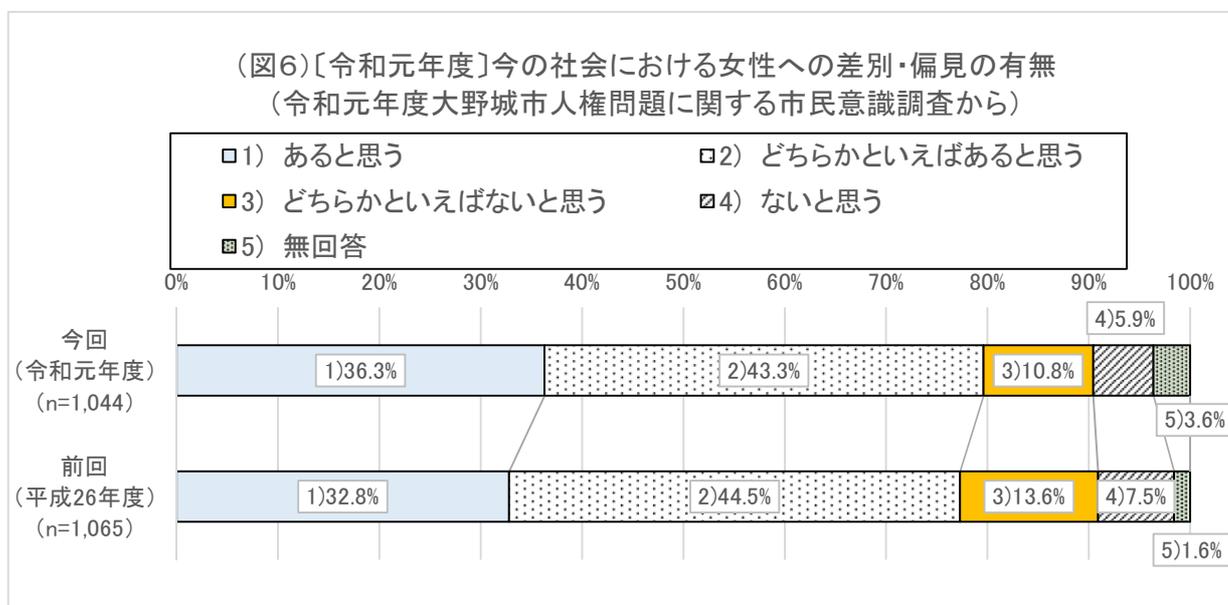
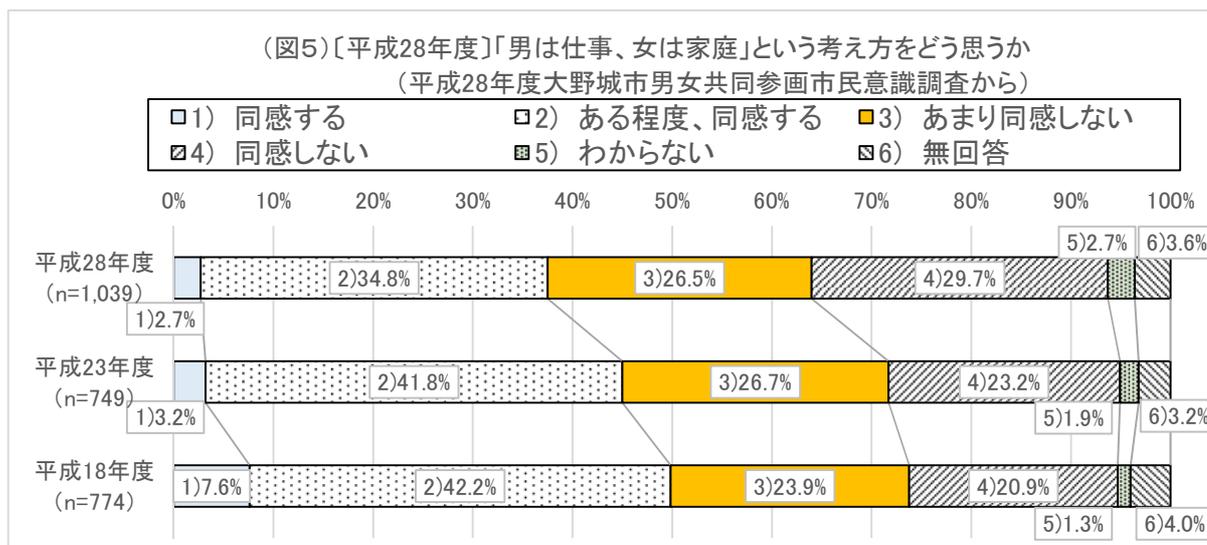
(2) 市の取り組みと課題

市では、1997（平成9）年に県内自治体に先駆けて「男女共同参画都市宣言」【資料7】を行い、その前年に開設した女性センター（現 男女平等推進センター「アスカーラ」）を拠点として、男女共同参画社会実現に向けた様々な啓発事業を推進してきました。

これらの取り組みにより、2016（平成28）年度に実施した「大野城市男女共同参画市民意識調査」において、固定的性別役割分担意識に若干の改善がみられました。（図5参照）

さらに、今回の市民意識調査においても、「女性への差別・偏見があると思う」と答えた割合が増加するなど、問題意識の高まりがうかがえました。（図6参照）

一方、問題意識の高まりとともに、DVなど暴力による被害が年々顕在化してきており、被害者の保護対策や若年層への啓発が大きな課題となっています。



(3) 今後の方針

女性への差別に対する問題意識を単なる意識の高まりにとどめないよう、引き続き、固定的性別役割分担意識や女性差別の解消に努めていくとともに、女性の意見がもっと地域社会に反映していけるように、リーダー的役割の女性を増やしていく取り組みを進めます。また、DVなどの暴力を根絶や加害者の更生等に関する教育・啓発活動を進めるとともに、庁内や関係機関との連携を深め、被害者の保護対策を進めていきます。

3 子どもに関する問題

(1) 現状

子どもの人権については、国連が1989（平成元）年に「子どもの権利条約」を全会一致で採択し、日本は1994（平成6）年に批准しました。条約の批准に伴い、国として子どもの最善の利益を第一義的に考慮しながら、子どもの人権尊重と権利実現を図っていくため、1998（平成10）年に「児童福祉法」を改正するとともに、2000（平成12）年には、「児童虐待の防止等に関する法律」を施行するなど、様々な施策の充実を図ってきました。

一方で少子化や核家族化の進行に加え、ひとり親世帯や共働き世帯の増加が続くなど、家族形態の多様化が進んでいます。また、仕事や人間関係などによる悩みやストレスを抱えている保護者が増えており、地域のつながりの希薄化も進む中、子育てに対する孤独感や意欲・意識の低下が課題となるなど、子どもや子育てを取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

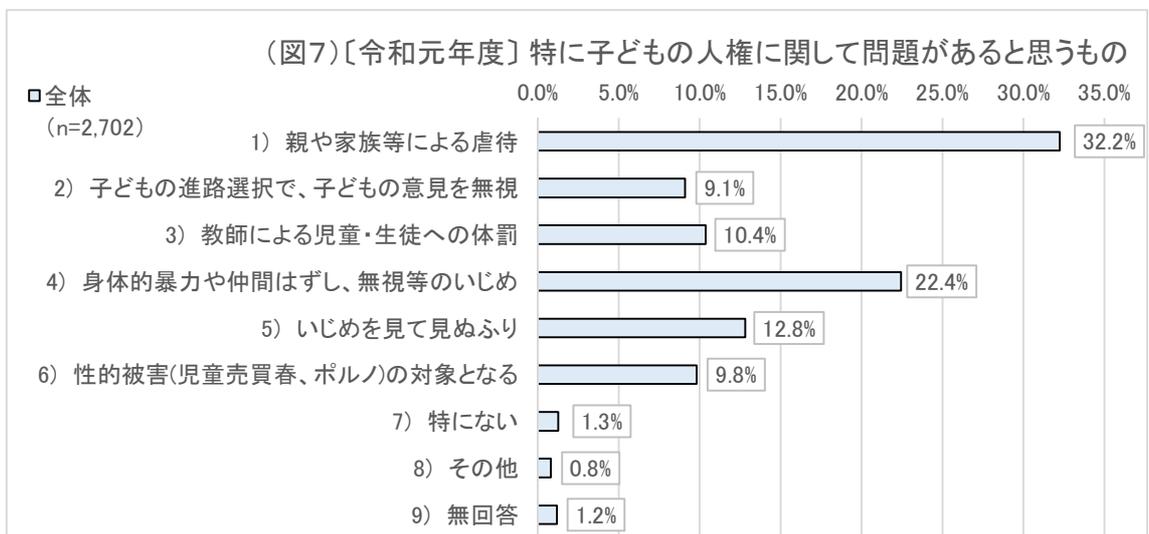
(2) 市の取り組みと課題

市では、乳幼児期から青年期まで一人ひとりの成長を継続して支援するため、2019（令和元）年に「夢とみらいの子どもプランⅢ」を策定し、総合的な施策展開による子どもたちの健全な育成を図ってきました。

虐待やいじめ、不登校など困難を抱える子どもたちへの支援については、2007（平成19）年に設置した要保護児童対策地域協議会を通じて、子ども相談センターが中心になり、様々な関係機関と連携をとりながら、対策を図っています。また、2014（平成26）年「大野城市いじめ防止条例」を制定するとともに、「大野城市いじめ防止基本方針」を策定し、同年に設置した教育サポートセンターを中心とした総合的ないじめ防止対策を行っています。

しかし、これらの問題は深刻さを増しており、市民意識調査においても、特に問題のあるものとして虐待やいじめの問題が上位を占めました。（図7参照）

また、市の子ども相談センターにおける相談対応件数は、年間16,000件を超えており、現在も多くの子どもたちが様々な困難を抱えている状況にあります。



(3) 今後の方針

子どもたちには、一人ひとりの生き方や個性、家庭環境などの多様性を認め、思いやりや生命尊重の気持ちを育むための教育の推進を通じ、いじめの防止を図っていきます。

また、地域全体で子どもたちの育ちを支えていくためにも、子どもがいる、いないにかかわらず、一人ひとりが子どもを取り巻く困難な状況を、身近な問題として考えることができるように、あらゆる場において啓発活動を進めていきます。さらに、引き続き、要保護児童対策地域協議会や教育サポートセンターを中心として、虐待や貧困、いじめなどの困難な状況への早期対応と防止対策に努めます。

4 高齢者に関する問題

(1) 現状

高齢者の人権に関しては、2000年代以降、「介護保険法」や「高齢者虐待防止法」の制定など、権利保護のための法整備が進められてきました。

全国的に急速な高齢化が進む中、本市においても高齢化の波は着実に進んでいます。本市の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、福岡県内の他市町村と比べ低い値（2020（令和2）年1月1日現在 21.5%）にはなっていますが、それでも年々上昇してきており、今後、高齢化がより加速する可能性があります。

そのような高齢化の進展の中で、家庭や施設における高齢者虐待や認知症等により判断力の低下した高齢者に対する権利侵害が大きな問題になっています。

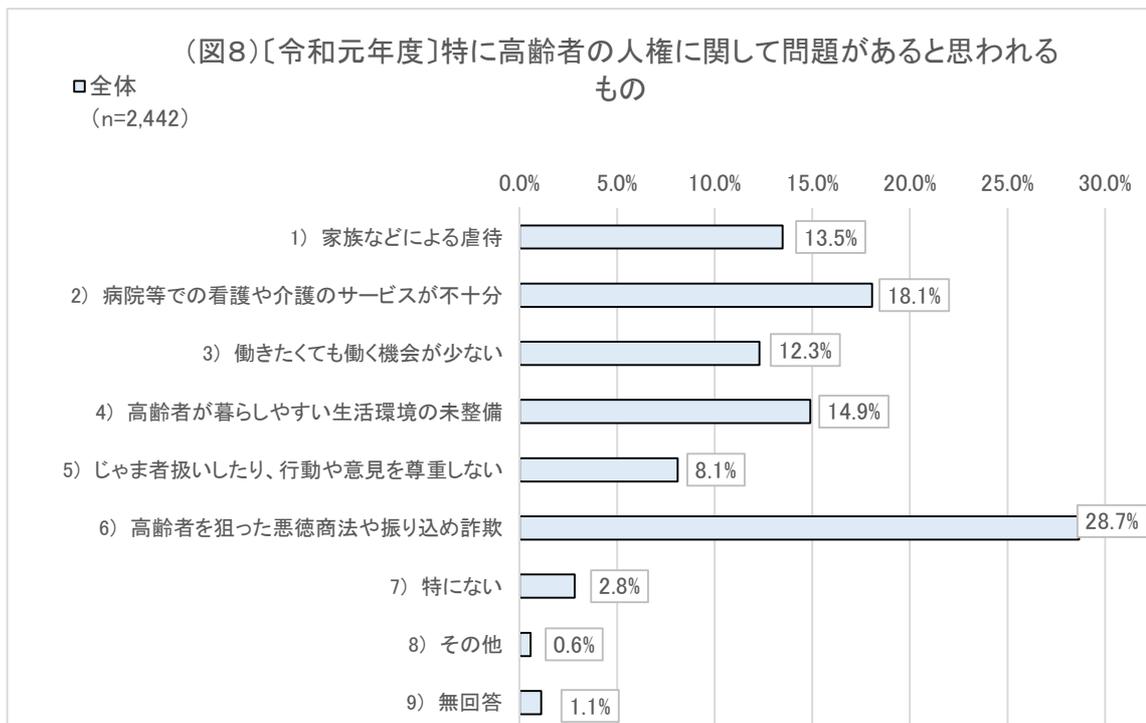
(2) 市の取り組みと課題

市では、基幹型及び各地区地域包括支援センターによる訪問支援や各区において開催される地域ケア会議を活用した見守り活動を通じて、地域と一体となった高齢者支援を行ってきました。

また、2018（平成30）年3月に、「大野城市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定し、総合的な高齢者施策を推進しています。

しかし、高齢化の進展とともに、高齢者虐待等の問題は深刻化してきており、地域包括支援センターにおける虐待相談・対応の件数は年々増加してきています。

また、市民意識調査においては、高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺に対する問題意識が非常に高く、切実な問題として捉えられていることが明らかになりました。（図8参照）



(3) 今後の方針

家族など特定の人に過度に負担がかからない介護サービスの充実とともに、認知症や寝たきりなどの状況にある高齢者及びその家族を地域全体で支えていくための仕組みづくりと高齢者の人権について地域の理解と協力を深めるための啓発活動を進めていきます。また、高齢者が悪徳商法や振り込め詐欺等の犯罪に巻き込まれないような注意喚起や啓発についても、積極的に行っていきます。

5 障がいのある人に関する問題

(1) 現状

障がいのある人の人権に関しては、2006（平成 18）年に国連で「障害者権利条約」が採択されて以降、障がいのある人の尊厳を確保し、権利を実現するため、障がいに基づくあらゆる差別の禁止、障がいのある人の社会参加の促進などが進められてきました。わが国は、2014（平成 26）年 2 月にこの条約を批准しています。

また、条約の批准に先立ち、障害者基本法の改正（2011（平成 23）年）や障害者差別解消法(*13)の制定（2013（平成 25）年）など国内法の整備も行われてきました。

このような動きの中で、ノーマライゼーション(*14)の理念のもと、障がいのある人の人権に対する社会全体の理解は少しずつ進んできていますが、障がいのある人への偏見や差別はまだ残っており、自立や社会参加へ向けた社会的、心理的障壁は、依然として存在しています。

*13: 2013(平成 25)年 6 月制定。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

施行は一部の附則を除き平成 28 年 4 月から施行。

*14: 障がいのある人にすべての人が持つ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉を進めることをいう。

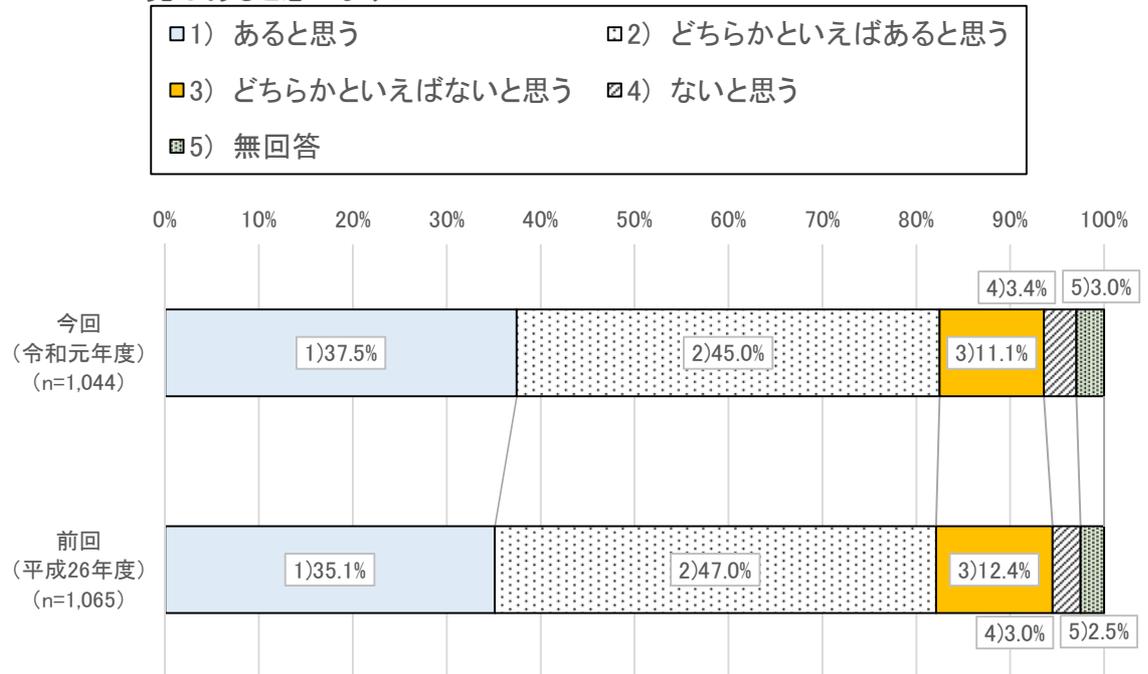
(2) 市の取り組みと課題

2006（平成 18）年の障害者自立支援法(*15)の施行を受けて、市では、障がいのある人の自立と地域生活支援への将来像を提示し、その実現に向けた道筋を明らかにするため「大野城市障害福祉計画」を策定しました。

この計画のもとで、障がいのある人の自立支援及び社会参加のための福祉サービスや各種支援事業の充実とともに、障がい及び障がいのある人に対する地域社会の理解と協力を深めるため、啓発・広報活動に努めてきました。

今回の市民意識調査においては、障がいのある人に対する差別・偏見があると思うと回答した人の割合は、5 年前の前回調査とほぼ同じく 8 割を超えており、障がいのある人への差別や偏見等の解消が社会的な課題となっていることがうかがえます。（図 9 参照）

(図9)[令和元年度]今の社会の中で障がいのある人に対する差別・偏見はあると思いますか



*15：2006(平成18)年10月施行。現在は改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(通称：障害者総合支援法)と名称が変更となり、2013(平成25)年4月から施行されている。

(3) 今後の方針

障がいのある人への差別・偏見に対する意識の高まりを、社会での受け入れにつなげていくためにも、ノーマライゼーションの理念の一層の浸透を図る必要があります。市民に障がいや障がいのある人についての正しい知識を広め、家庭、地域、学校、職場など様々な場において、障がいのある人の社会参加を支援することができるよう、教育と啓発を進めていきます。

6 外国人に関する問題

(1) 現状

わが国においては、古くから朝鮮半島や中国大陸との人や物、文化の交流が盛んに行われてきた一方で、いくつかの不幸な歴史的経緯もたどりました。加えて、他国や他民族の歴史、文化、言語、宗教、生活習慣などへの理解不足もあり、外国人への差別意識が依然として存在しています。

特に近年では、在日韓国・朝鮮人の人たちに対する「ヘイトスピーチ」と言われる差別デモの動きが活発化しています。このような中、差別・排外主義的行為を防止するため、2016（平成28）年には、ヘイトスピーチ解消法^{*16}が施行されました。

一方、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延により大きな影響を受けているものの、わが国における在留外国人の数は2019（令和元）年末時点で293万人、観光等で日本を訪れる外国人の数は同年末時点で3,100万人を超えており、ともに過去最高を記録しています。

さらに、2018（平成30）年に出入国管理及び難民認定法が改正されたことや、現在、わが国では少子高齢化等に伴う慢性的な働き手不足等が問題化している状況等を考えれば、新型コロナウイルス感染症が一定程度収束した後は、再び多くの外国人が来日することが予想されることから、今以上に外国人との共生の意識を育てていくことが重要となってくることが考えられます。

^{*16}：2016（平成28）年 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

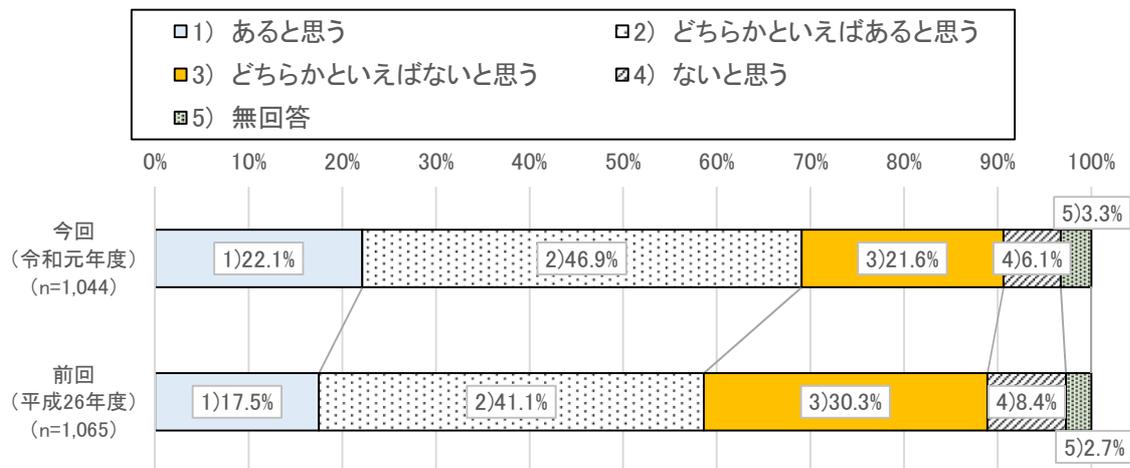
(2) 市の取り組みと課題

市では、1998（平成10）年に「大野城市国際化プラン」を策定し、その翌年（1999（平成11）年）に設立された国際交流協会を中心に、地域に根ざした草の根レベルの活動が行われてきました。

その後、大野城市では、進展する国際化を背景に、2013（平成25）年に策定した「大野城市国際化推進プラン」の『人・世界・文化をつなぐまち「ONONO」』の基本理念のもと、多文化共生社会の実現を目指してきました。市民意識調査の結果では、外国人に対して、差別が「あると思う」「どちらかといえばあると思う」とする割合が前回調査より増加しています。（図10参照）

そこで、市では、2019（令和元）年度から「第2次大野城市国際化推進プラン」をスタートし、「ひろがる世界 つながる人 にぎわうまち「ONONO」」を基本理念として、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いや価値観を認め合い、尊重し、地域社会で共に生きていく「多文化共生」のまちづくりの推進に取り組んでいます。

(図10)[令和元年度]今の社会の中で日本に居住する外国人に対する差別・偏見はあると思いますか



(3) 今後の方針

市政情報の多言語表示や外国人向けの防災関連情報の提供など、発信の手段を充実させ、外国人も安心して生活できる環境を整えていきます。

また、外国人と日本人の相互理解を深めるため、国際交流の機会を充実するとともに、多文化共生・異文化理解に関する教育と啓発を進め、共生の意識の根付いた地域社会の実現を目指します。

7 インターネットによる人権侵害に関する問題

(1) 現状

パソコンやスマートフォンなどのIT機器が幅広く浸透し、インターネットの普及によって私たちの生活の利便性は格段に高まりました。

一方、インターネットの特徴である匿名性の高さや情報発信の容易さが悪用され、他人を誹謗・中傷したり、差別を助長する表現や有害な情報の書き込みが行われたりしています。また、デマやフェイクニュース(*17)の安易な発信や拡散も大きな問題となっています。そして、これらがインターネットを媒体としたいじめや差別のほか、様々な人権侵害につながり、さらには、命に関わる重大な問題の発生につながるおそれもあります。

特に近年では、スマートフォンが子どもたちの間でも広く普及し、以前にも増して子どもたちがインターネット上のいじめや性被害などのトラブルや犯罪に巻き込まれることが増えてきています。

*17：事実と異なる偽の情報

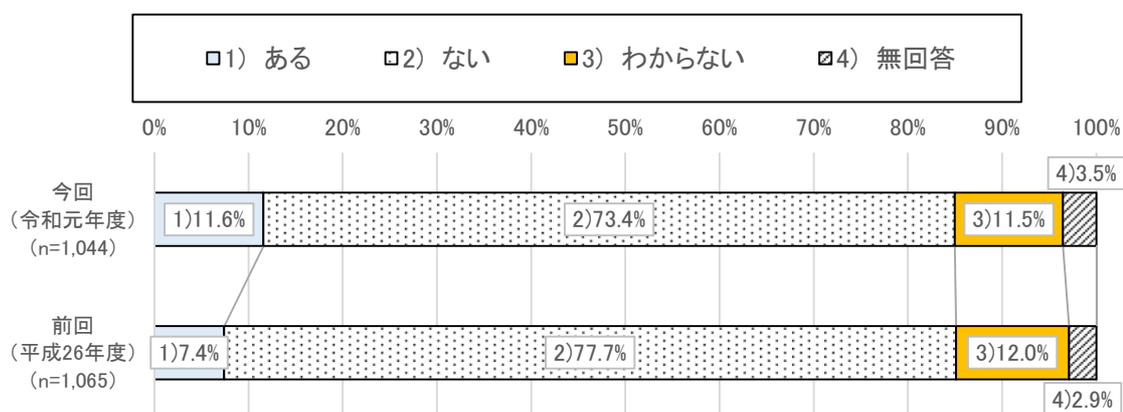
(2) 市の取り組みと課題

市では、インターネットの利用における情報モラルや危険性などについて、各種の講演会や研修会などで取り上げてきたほか、啓発冊子の中でも頻繁にテーマに加えるなど、啓発・教育に努めてきました。

今回の市民意識調査においては、「インターネットなどによって人権侵害を受けたことがありますか」という質問に対して、全体の11.6%の人がいると答えており、前回調査よりも4.2ポイント増加しています。(図11参照)

ただし、これは、本人が気づいた場合であり、インターネットの特性上、気づかないうちに人権侵害を受けている場合も相当数あることが考えられます。さらに、今後は、SNSの普及や一層の利用拡大に伴い、誹謗・中傷や個人情報の無断掲載などの人権侵害はますます増加していくことも予想されます。

(図11)[令和元年度]インターネットなどによって人権侵害を受けたことがありますか



(3) 今後の方針

引き続き、インターネットの利用に関する情報モラルのあり方や個人の責任などについて、市民に向けた啓発を進めていきます。特に子どもたちに対しては、インターネットやスマートフォンなどの正しい使用方法や危険性などについて、学校や家庭を通じて教育を推進していきます。

8 働く人に関する問題

(1) 現状

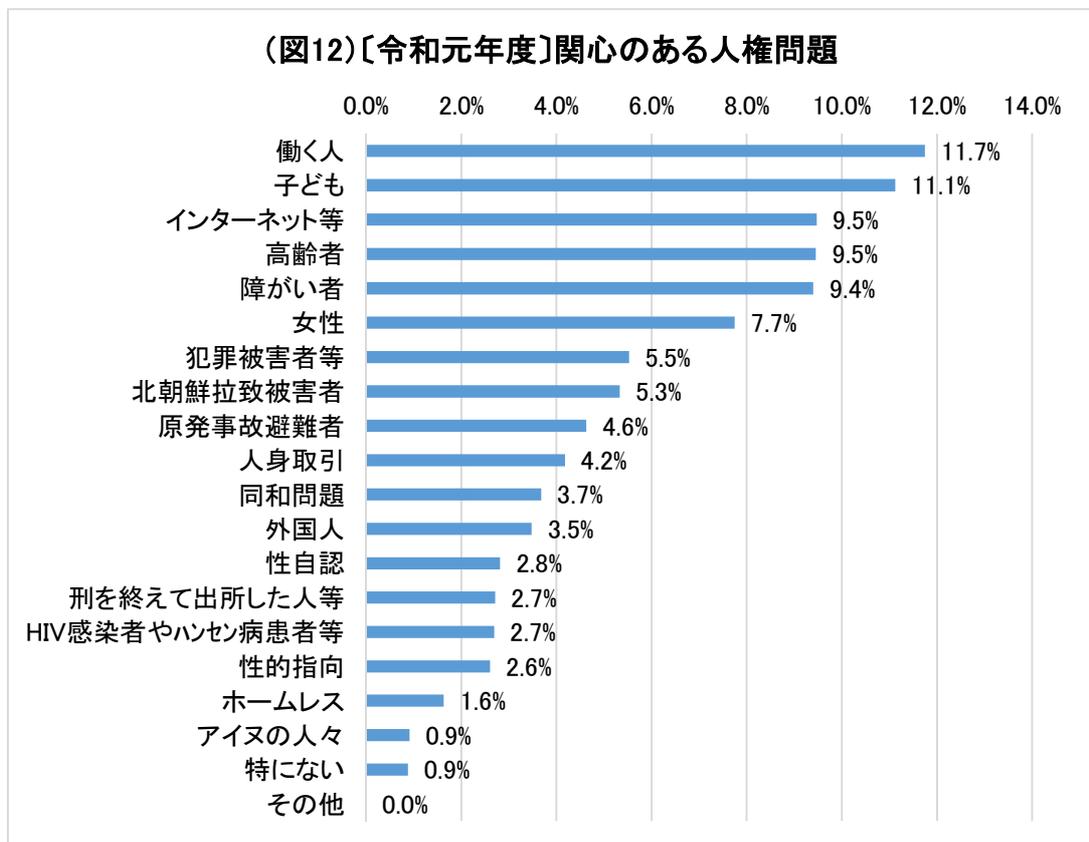
労働とは、私たちにとって単に賃金などの生活の糧を得る手段であるだけでなく、社会に参画し、社会への貢献を果たし、自己実現を叶える場や機会としても重要な役割を担っています。

しかしながら、1990年代以降の経済環境や雇用環境の変化に伴い、契約社員や派遣社員、パートタイム労働者、アルバイトなどの非正規雇用の労働者割合の大幅な増加や非正規労働者の使い捨ての問題などが大きな社会問題となっています。また、著しい長時間労働やパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティーハラスメント等の働く人の人権に関わる問題も、わが国においては長年にわたり大きな課題となっています。

これらの問題を受け、2019（令和元）年6月、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法などの法令が改正され、2020（令和2）年6月以降、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主の義務になるとともに、セクシュアルハラスメント等についても、その防止策の実効性が強化されることとなりました。

(2) 市の取り組みと課題

市民意識調査において、「関心のある人権問題」を尋ねる設問で、働く人の人権に市民の最も高い関心が集まっていることが判明したため、今後は、より積極的な研修や啓発の実施が必要となっています。（図12参照）



(3) 今後の方針

今後は、研修会や、市広報、啓発冊子の発行などにおいて、働く人の人権をテーマとして採り上げ、市民や事業所向けの教育・啓発をより積極的に実施するとともに、相談窓口の周知や市民意識の実態把握に努めていきます。

9 様々な人権問題

(1) HIV感染者等に関する問題

エイズウイルス（HIV）やハンセン病などの感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とは言えない状況にあります。これらの感染症にかかった患者や回復者などが、誤った知識や偏見を持つ人から、日常生活や職場、医療の場などで差別を受けたり、プライバシーを侵害されたりする問題が起きています。

HIVやハンセン病に限らず、2020（令和2）年に世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の例にも見られるように、不安や恐怖心を呼び起こす一部の感染症に関しては、正しい知識の無さや誤った認識、デマなどがさらなる誤解や不安、恐怖心を生み出し、それが差別や偏見、誹謗・中傷などにつながります。

市では、市民に対して、病気への正しい知識と理解を深めていく啓発を進めるとともに、これまでの歴史、患者や元患者の現状を伝えていくための啓発を進め、差別や偏見の解消に努めます。

(2) 刑を終えて出所した人に関する問題

刑を終えて出所した人やその家族（以下「出所者等」という。）に対する偏見や差別の意識は、非常に根強く、本人に真摯な更生の意欲がある場合でも、就労差別や入居拒否を受けるなど、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

これらの人々の立ち直りを支えていくために保護監察官や保護司による更生保護活動や地域生活定着支援センター(*18)による社会復帰支援が行われ、その活動や地域における出所者等の受け入れに対する理解を深めるため、法務省主唱のもと「社会を明るくする運動」が全国的に行われています。

市では、これまでも保護司会と協力しながら社会を明るくする運動を推進してきましたが、今後も引き続き、犯罪防止や罪を犯した人の更生について市民の理解を深めるため、街頭啓発の実施や市民大会開催などの啓発事業を充実させていきます。

*18： 刑務所等を出所しても自立が困難な高齢者や障がいのある人が安定して暮らせるように、受け入れ先を探すなどして社会復帰を手助けする機関。2009（平成 21）年から国の補助事業として開始され、2011（平成 23）年度末までに全都道府県に設置された。

(3) 犯罪被害者等に関する問題

犯罪被害者とその家族（以下「犯罪被害者等」という。）の人権については、2004（平成 16）年 12 月に「犯罪被害者等基本法」が制定され、その翌年に策定された「犯罪被害者等基本計画」に基づき、犯罪被害者等の視点に立った様々な施策が講じてられてきました。

日々マスコミ等を通じて凶悪犯罪の報道がなされている中、近年では、犯罪被害者等の人権問題に対する社会の関心は徐々に高まってきています。今回の市民意識調査においても、関心のある人権問題として、5.5%の回答率を得ており、比較的高い関心を集めています。（P26 図 12 参照）

今後は、市においても、国や県、民間団体などと連携・協力しながら、犯罪被害者等の心情に配慮した啓発活動を進めていく必要があります。

(4) 北朝鮮によって拉致された被害者等に関する問題

2002（平成 14）年 9 月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮は、初めて日本人の拉致について認め、その後拉致被害者 5 名の帰国が実現しました。

しかし、その他の拉致被害者の帰国は実現しておらず、2014（平成 26）年から始まった北朝鮮当局による再調査についても、北朝鮮側から何の報告もなされていない状況が続いています。

市としては、拉致問題の解決に向けて市民の理解を得るために、福岡県や民間団体と協力しながら、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」におけるパネル展示等の啓発事業を推進していきます。

(5) ホームレスに関する問題

ホームレスの人々の数は、厚生労働省が 2003（平成 15）年に、全国のすべての市町村を対象に実態調査を開始して以降、同年の全国 25,296 人を最多として、一貫して減少し続け、2019（平成 31）年の調査結果では 4,555 人と最少を記録しています。これは、2002（平成 14）年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づくホームレスの自立を支援する各種の施策が効果をあげているものと見られます。

しかしながら、現在でも、都市部を中心に、多くの人々が経済や社会状況の影響などの様々な事情により、住む家を失い、路上などで日常生活を営んでいる状況にあります。

ホームレスの人々は、自立が妨げられる様々な要因により、住居の確保や就職などが困難なほか、暴行や襲撃を受ける危険性も高いなど、多くの問題を抱えています。

市としても、ホームレスの人々の人権に関する理解を深めるための啓発を推進します。

(6) 性的指向及び性自認に関する問題

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念をいいます。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）等を指します。

同性愛者、両性愛者等の人々は、少数派であるがために正常と思われず、不当な扱いを受けることがあります。性的指向を理由とする差別的取り扱いについては、現在、不当なことであるという認識が広がってきてはいますが、いまだ偏見や差別があるのが現状です。

性自認とは、「自分で認識している性」のことで、自己意識の概念です。脳が認識する性（こころの性）と生理学的な性（からだの性）とが一致しない同一性を欠いた状態である人（性別違和を抱える人）に対する理解が進んでいない中で、多くの人たちがその葛藤に苦しみながら生活しています。

近年は、こういった性別違和を抱える人々について、マスコミ等で取り上げられる機会が増え、世間の認知度も高くなってきていますが、必ずしも正しい認識を深めることができるようなものばかりでないのが現状です。

市では、多様な性のあり方を認め、共生できる地域社会の実現に向けて、多様な性的指向の人々や性別違和を抱える人々に対する理解不足に基づく偏見と差別意識の解消やアウティング（*19）被害の防止に努めるとともに、相談や情報提供などの各種支援を推進します。

*19：当事者本人の了承なく、その人の性的指向や性自認について第三者に暴露すること。

(7) 人身取引に関する問題

性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

政府は 2004（平成 16）年 4 月に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、同年 12 月に「人身取引対策行動計画」を策定し、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等に取り組むこととしています。また、2005（平成 17）年 6 月に刑法に人身取引罪の新設や、出入国管理法及び難民認定法を改正し、人身取引等の被害者の保護を目的とした法整備を行っています。

市では、人身取引問題について市民に啓発を行うほか、国や県、警察等と協力するなどしてその防止に努めていきます。

(8) アイヌの人々に関する問題

アイヌの人々は、北海道に古くから住む先住民族ですが、明治以降の同化政策(*20)の中で、言葉や文化のほか、狩猟などを中心とした生活様式まで制限され、また、差別や偏見にも苦しんできました。

今後とも、アイヌの人々の抱える問題についての認識を広めるとともに、アイヌの人々の伝統や文化に理解を深めていくことができるように市民への啓発を進めていかなければなりません。

*20：本国または支配民族が、植民地の先住民や国内の少数民族の言語、文化、生活様式などを圧殺し、自分たちの生活様式や考え方になじませ、一体化しようとする政策。

(9) 東日本大震災に起因する偏見や差別に関する問題

2011（平成 23）年 3 月 11 日に起きた東日本大震災は、大津波の発生により東北地方の太平洋沿岸地域に壊滅的な被害をもたらしました。

また、その際に生じた福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能漏れにより、発電所の近隣地域では、長きにわたり避難指示が出され、いまだに多くの人々が避難生活を余儀なくされています。これらの被災地では、放射能汚染に伴う風評被害など深刻な人権問題が起きています。

市では、中学生の被災地派遣研修、復興のタベ事業、ここふるショップの運営など、様々な被災地支援事業を行っていますが、今後も引き続きこの痛ましい大災害が人々の心の中で風化しないように、様々な支援や啓発に取り組んでいきます。

第4章 推進体制等

1 全庁的な推進体制

これからも、この基本指針の精神に則って、市民一人ひとりが日々の暮らしの中で、高い人権意識を持ち、あらゆる人権課題の解決に向けた取り組みを実践していかねればなりません。

差別や偏見による人権問題は多岐にわたっており、複数の問題が絡み合い、多様化・複雑化の様相を呈しています。そのことを十分に踏まえ、庁内の関係部局がそれぞれ緊密な連携を図りながら、全庁的な推進体制のもと、計画的に人権教育及び啓発を推進します。

2 国・県・関係団体等との連携

(1) 国や県等行政機関との連携

基本指針による取り組みを実効あるものとするために、国、県、近隣市町と連携し、より効果的な人権教育及び啓発を推進します。

(2) 市民や関係団体等との連携

人権尊重という理念を市民生活の隅々にまで普及させるためには、関係団体、NPO（非営利組織）・NGO（非政府組織）を含めた民間団体とともに連携していく必要があります。

人権教育及び啓発の推進にあたって、市民や企業の参加・協力が得られるよう、相談体制を充実させ、分かりやすい情報の提供や公開に努めます。

市が果たすべき役割を十分に自覚し、実効ある取り組みとするための積極的な働きかけを行います。

3 点検と見直し

人権施策の推進については、社会情勢の変化等に的確に応えるため、実施計画による定期的かつ継続的な点検を行います。

また、この基本指針は市民意識調査等を実施しながら、5年ごとの見直しを行い、市民とともに、「豊かな人権文化のまちづくり」を進めていきます。

資料編

資料 1

日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

〔日本国民の要件〕

第 10 条

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

〔基本的人権の享有と性質〕

第 11 条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任〕

第 12 条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重〕

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界〕

第14条

- 1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

〔請願権〕

第16条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人もかかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔国及び公共団体の賠償責任〕

第17条

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

〔奴隸的拘束及び苦役からの自由〕

第18条

何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由、国の宗教活動の禁止〕

第20条

- 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密〕

第21条

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由〕

第 22 条

- 1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第 23 条

学問の自由は、これを保障する。

〔家族生活における個人の尊厳と両性の平等〕

第 24 条

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権、国の生存権保障義務〕

第 25 条

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償〕

第 26 条

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔労働の権利・義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止〕

第 27 条

- 1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

〔労働者の団結権・団体交渉権その他団体行動権〕

第 28 条

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権の保障〕

第 29 条

- 1 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律(民法第一編)でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

〔納税の義務〕

第 30 条

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

〔法定手続の保障〕

第 31 条

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕

第 32 条

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

〔逮捕に対する保障〕

第 33 条

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

〔抑留・拘禁に対する保障〕

第 34 条

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

〔住居侵入・搜索・押収に対する保障〕

第 35 条

- 1 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
- 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕

第 36 条

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する。

〔刑事被告人の諸権利〕

第 37 条

- 1 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

〔不利益な供述の強要禁止、自白の証拠能力〕

第 38 条

- 1 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

〔刑罰法規の不遡及、二重刑罰の禁止〕

第 39 条

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

〔刑事保障〕

第 40 条

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

〔基本的人権の本質〕

第 97 条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

資料 2

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日公布

(目的)

第 1 条

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報及びその他の啓発活動（人権教育を除く）をいう。

(基本理念)

第 3 条

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下、「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条

政府は、毎年、国会に政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

第 2 条

この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

資料 3

第 6 次大野城市総合計画前期基本計画

(計画期間：平成 31 (2019) 年度～令和 5 (2023) 年度)

※関係部分抜粋

政策 0 1－施策 0 8

人権教育・啓発と男女共同参画の推進

(基本目標)

人権尊重の精神や多様性への理解が深まるよう、人権教育や啓発の取り組みを行うとともに、差別や人権侵害があった場合には、必要な救済措置や再発防止の取り組みを講じ、市民一人一人が安心して幸福を実感できる社会をつくります。

小施策

0 1 人権男女共同参画が尊重されるまちづくり

人権をめぐるその時々社会情勢を把握し、市民の理解と共感を得られるよう、時流に即した効果的な人権教育や啓発事業を実施します。

(主な取り組み)

- 1) 人権・同和問題啓発事業
- 2) 人権週間事業

資料 4

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国連憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再認識し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は 国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限のあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に関する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、また苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けたものは、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪、と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の特に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用された刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍を持つ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人もほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び、伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、政治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続きによって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労するものは、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のための国際連合を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的または芸術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

資料5

大野城市人権都市宣言

人は、生まれながらにして自由であり、人間として尊ばれ、平等に生きる権利を有している。

日本国憲法及び世界人権宣言に明記されている基本的人権の尊重とあらゆる差別の撤廃は、今や地球的規模で人類の大きな課題である。

しかし、私たちが生きている現代社会の中には、部落差別をはじめとする様々な人権侵害の事象が存在をし、平和で明るい社会の存立を脅かしている。

よって、すべての市民の人権が等しく保障される地域社会の実現に向けて、一人ひとりが不断の努力を行うことを確認し、ここに本市を「人権都市」とすることを宣言する。

平成6年12月20日 大野城市

資料6

大野城市人権を尊ぶまちづくり条例

平成8年3月26日

条例第3号

すべての国民は、基本的人権を享有し、日本国憲法に基づき、法の下での平等を保障されている。また、世界人権宣言では、「すべての人間は、生まれながら自由で、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれている。市民一人ひとりが人間として尊重される真に豊かな社会の実現は私たちの願いであると同時に責務である。よって、本市においては、人権都市を宣言し、人権意識の高揚に努めてきた。

しかしながら、今日、部落差別をはじめ、障害者、高齢者、女性、外国人への差別など、さまざまな差別により今なお人間の尊厳が侵されている。

このため、市民一人ひとりが人権意識の高揚に努め、基本的人権が尊重される差別のない明るいまちづくりを進め、もって、市は、すべての市民が安心して暮らせる平等な社会の実現に向けて、たゆまぬ努力を行うことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条

この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言の精神にのっとり、市民一人ひとりが人権を尊び、あらゆる差別をなくすとともに、心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条

市は、前条の目的を達成するため必要な施策について積極的に取り組み、人権意識の高揚を図るものとする。

(市民の役割)

第3条

すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

(施策の推進)

第4条

市は、基本的人権を擁護し、心豊かな社会を形成するために、行政のあらゆる分野で必要な施策を推進するものとする。

(啓発活動)

第5条

市は、人権意識の高揚を図るため、学校、家庭、市民団体及び企業・事業者等との密接な連携による啓発活動を推進し、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制)

第6条

市は、人権擁護に関する施策を効果的に推進するため、国、県をはじめ関係機関及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第7条

この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 7

男女共同参画都市宣言

私たちの街大野城市は、いにしえより大陸文化の窓口として栄え、日本最古の山城を戴く四王寺山や水城大堤などの豊かな歴史と、美しい自然に恵まれた「まどかな心」を育むコミュニティ都市であります。

私たちは男女平等の基本理念のもとに、男性と女性がそれぞれ自立し、協力し、充実した人生をおくることができるような人間味あふれる大野城市を実現するため、全市をあげて、男女共同参画型社会実現に向けての気運を広く醸成することを目指し、ここに「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

平成9年6月18日

大野城市

資料 8

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例

平成 31 年福岡県条例第六号

福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例（平成七年福岡県条例第三十七号）の全部を改正する。

目次

第一章 部落差別の解消の推進（第一条―第七条）

第二章 結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止（第八条―第十三条）

第三章 雑則（第十四条・第十五条）

附則

第一章 部落差別の解消の推進

（目的）

第一条 この条例は、現在もなお差別落書きや差別につながる土地の調査などの部落差別が存在すること及びインターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成二十八年法律第九号。以下「法」という。）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、相談体制の充実、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止等について必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（県の責務）

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、国及び市町村との連携を図り、施策を講ずる責務を有する。

（相談体制の充実）

第四条 県は、国との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

（教育及び啓発）

第五条 県は、国との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 県は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、法第六条の規定による国が行う調査に協力するとともに、必要に応じ、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

(意見の聴取)

第七条 知事は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じ、学識経験者等をもって構成する協議会の意見を聴くものとする。

第二章 結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止

(趣旨)

第八条 県は、同和地区(歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。)に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象(以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。)の発生を防止することにより、部落差別の解消を推進するものとする。

(県の責務)

第九条 県は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、部落差別の解消を推進するため、国及び市町村と協力して必要な教育及び啓発を行う責務を有する。

(県民及び事業者の責務)

第十条 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止について、自ら啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

2 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査(以下「調査」という。)を行い、依頼し、又は受託する行為、調査に関する資料等を提供、教示又は流布する行為その他の結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第十一条 知事は、県民及び事業者に対し、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(申出)

第十二条 調査の対象とされた者又は当該調査の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

(勧告等)

第十三条 知事は、事業者が調査を行い、依頼し、又は受託したと認めるときは、当該事業者に対し、当該調査を中止すべき旨並びに結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の勧告を行うに当たり必要な限度において、事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が第一項の規定による勧告に従わないとき又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対しその旨を通知し、当該事業者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

第三章 雑則

(解釈及び運用)

第十四条 この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用するよう
にしなければならない。

(規則への委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考

人権関係年表

国際関係

1945(昭和 20)6.26	「国連憲章」及び「国際司法裁判所規程」、サンフランシスコで調印
1948(昭和 23)12.10	「世界人権宣言」採択
1951(昭和 26)7.28	「難民の地位に関する条約」(難民条約)採択
1959(昭和 34)11.20	「児童の権利に関する宣言」採択
1965(昭和 40)12.21	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)採択
1966(昭和 41)12.16	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」及びその「選択議定書」(国際人権規約)採択
1973(昭和 48)11.30	「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択
1975(昭和 50)12.9	「障害者の権利に関する宣言」採択
1979(昭和 54)12.18	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約)採択
1981(昭和 56)12.3	「国連・障害者の10年」(1983年～1992年)の決議を採択
1984(昭和 59)12.10	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問禁止条約)採択
1989(平成元)11.20 12.15	「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)採択 「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」(死刑廃止)採択
1990(平成 2)12.18	「全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約」採択
1992(平成 4)10.16	1999年を「国連高齢者年」とする決議
1993(平成 5)12.20	国連人権高等弁務官を新設、「世界の先住民の国連年の10年」を宣言
1994(平成 6)12.23	「人権教育のための国連10年」を宣言
1999(平成 11)10.6	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択
2000(平成 12)5.25	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択
2004(平成 16)12.10	「人権教育のための世界計画」採択
2005(平成 17)2.16	「地球温暖化防止条約京都議定書」発効
2006(平成 18)12.13 12.20	「障害者の権利条約」及びその「選択議定書」採択 「強制失踪者の保護に関する国際条約」採択
2007(平成 19)9.13	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択
2010(平成 22)12.21	「ハンセン病差別撤廃決議」採択
2011(平成 23)3.23	「人権教育および研修に関する宣言」採択 「児童に関する権利条約(子どもの権利条約)の通報手続きに関する選

	択議定書」採択
2015(平成 27).9.25	「持続可能な開発目標 (SDGs (Sustainable Development Goals))」採択

国内関係

1871(明治 4).8.28	「解放令」
1889(明治 22)2.21	「憲法発布勅語」
1890(明治 23)10.30 11.29	「教育ニ関スル勅語」 「大日本帝国憲法」施行
1899(明治 32).4.1	「北海道舊土人保護法」施行
1922(大正 11)3.3	「水平者宣言・綱領・決議」
1947(昭和 22)5.3 9.1 12.12	「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行 「児童福祉法」制定(1948.1.1 施行)
1948(昭和 23)9.11 12.21	「優生保護法」施行 「民法」改正
1950(昭和 25)4.1 5.1 5.4	「身体障害者福祉法」施行 「精神衛生法」施行 「生活保護法」施行
1951(昭和 26)6.1	「社会福祉事業法」施行
1952(昭和 27)4.28	「外国人登録法」施行
1956(昭和 31)12.18	「国際連合」加盟
1960(昭和 35)4.1	「精神薄弱者福祉法」施行
1963(昭和 38)8.1	「老人福祉法」施行
1964(昭和 37)7.1	「母子及び寡婦福祉法」施行
1965(昭和 40)8.11	同和対策審議会「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に関する答申(同対審答申)
1969(昭和 44)7.10	「同和対策事業特別措置法」施行
1982(昭和 57)3.31	「地域改善対策特別措置法」施行
1985(昭和 60)5.7	「男女雇用機会均等法」制定
1987(昭和 62)4.1	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)施行
1989(平成 1).2.17	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」(エイズ予防法)施行
1993(平成 5).12.3	「障害者基本法」施行
1994(平成 6).9.28 12.18	「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)施行 「新ゴールドプラン」(高齢者保健福祉計画)改定
1995(平成 7).7.1 12.16 12.18	「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へ改正 「高齢社会対策基本法」施行 「障害者プラン」(ノーマライゼーション7ヵ年戦略)策定
1996(平成 8).4.1 5.17	「らい予防法の廃止に関する法律」施行 地域改善対策協議会「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」意見具申(地対協意見具申)

12.13	男女共同参画推進本部「男女共同参画 2000 年プラン」を決定
12.28	「高齢社会対策大綱」策定
1997(平成 9)3.25	「人権擁護施策推進法」施行
3.31	「地対財特法」の一部改正 「男女雇用機会均等法」改正
6.18	「アイヌの文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓
7.1	発に関する法律」(アイヌ文化振興法)施行 「北海道旧土人保護法」廃止
1998(平成 10)4.1	60 歳以上定年制義務化(「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」一 部改正)
7.1	障害者雇用率 1.8%の設定(「障害者の雇用の促進等に関する法律」一部改 正)
12.1	「特定非営利活動促進法」施行
1999(平成 11)4.1	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症鍼 法)施行・「エイズ予防法」廃止 「精神薄弱の擁護の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行 (精神薄弱者からの知的障害者への用語改正)
6.23	「男女共同参画社会基本法」施行
7.29	人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深める ための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項に ついて」答申
11.1	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する 法律」(児童買春、児童ポルノ禁止法)施行
2000(平成 12)4.1	成年後見制度改正(「民法」一部改正等) 指紋押捺全廃(「外国人登録法」一部改正)
11.1	「刑事訴訟法及び検察審議会法の一部を改正する法律」施行 「犯罪被害者等の保護を図るための掲示手続に付随する措置に関する法 律」(犯罪被害者保護法)施行
11.15	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進 に関する法律」(交通バリアフリー法)施行
1.20	「児童虐待の防止等に関する法律」施行
11.24	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)施行
12.6	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・人権啓発指針 法)施行
2001(平成 13)5.25	人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方について」答申
8.5	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行
10.13	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法) 施行
12.21	人権擁護推進審議会「人権擁護委員制度の改革について」追加答申 「新しい高齢社会対策大綱」策定

2002(平成 14)3.15	「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定
4.1	「改正育児・介護休業法」施行
5.27	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダー責任法)施行
8.7	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行
10.1	「身体障害者補助犬法」施行
12.24	「障害者基本計画」(2003～2012)閣議決定
2003(平成 15)1.1	「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行
5.30	「個人情報保護に関する法律」施行
6.13	「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」施行
7.16	「次世代育成支援対策推進法」施行 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」施行 「裁判の迅速化に関する法律」施行
7.24	「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行
9.1	「少子化社会対策基本法」施行
9.13	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法)施行
10.1	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行
2004(平成 16)7.16	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
2005(平成 17)4.1	「犯罪被害者等基本法」施行
11.7	「発達障害者支援法」施行
2006(平成 18)4.1	「公益通報者保護法」施行 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「障害者自立支援法」施行
2008(平成 20)6.6	「アイヌ民族は先住民族」国会決議、衆参両院本会議で採択
2009(平成 21)4.1	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行
5.21	「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(裁判員法)施行
2011(平成 23)4.1	「人権教育・啓発に関する基本計画の一部変更について」閣議決定(「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加)
2012(平成 24)10.1	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)施行
2013(平成 25)9.28	「いじめ防止対策推進法」施行
2014(平成 26)1.17	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
2016(平成 28)4.1	「障害者差別解消法」施行
6.3	「ヘイトスピーチ解消法」施行
12.16	「部落差別解消推進法」施行

2018(平成 30).7.6	「労働施策総合推進法」雇用対策法から改正
2019(平成 31).3.1	「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」施行
2020(令和 2).6.1	「改正労働施策総合推進法」施行（パワハラ防止） 「改正男女雇用機会均等法」施行（セクハラ防止） 「改正育児・介護休業法」施行（マタハラ防止）

付録1
策定の経過

年	月	日	内 容
令和2年	6月		改定方針の検討、素案のたたき台作成
	7月	13日	改定方針 経営会議付議
	7月	13日	改定方針決定
	7月	20日	関係課協議通知（11課1園）
	7月～		各課協議
	8月		（改定方針、たたき台についての説明、素案の作成）
	9月	7日	素案及び庁内意見募集 経営会議付議
	9月	7日～ 16日	庁内意見募集
	10月	5日	庁内意見募集結果報告、対応方針経営会議付議
	10月	9日	審議会諮問案決定
	10月	14日	第4回大野城市人権政策審議会開催 （諮問、改定方針等説明） ※1～3回は令和元年度進捗状況報告のため9月までに開催済み
	11月	9日	パブリック・コメント実施 経営会議付議
	11月	18日	第5回大野城市人権政策審議会 （内容審議、パブリック・コメント実施案決定）
	12月	1日	市議会全員協議会 パブリック・コメント実施説明
	令和3年	12月	15日～
1月		15日	
2月		1日	パブリック・コメント実施結果 経営会議付議
2月		19日	第6回大野城市人権政策審議会開催 （パブリックコメント結果報告、答申案決定）
3月		10日	第7回大野城市人権政策審議会開催 （答申）
3月		22日	最終案経営会議付議→最終決裁
3月		29日	基本指針・実施計画公表
4月		1日	第3次大野城市人権教育・啓発基本指針及び実施計画施行

付録 2

大野城市人権政策審議会委員

任期：令和2年11月5日～令和4年11月4日

	役職	氏名	所属団体等
1	会長	溝口 一孝	筑紫野市教育委員会 学校教育課教科促進指導員
2	副会長	三池 泰彦	福岡法務局筑紫支局長
3	委員	梶原 千春	大野城市教育委員
4	委員	石丸 礼子	筑紫人権擁護委員協議会 大野城市常務委員
5	委員	北崎 明美	筑紫保護区保護司会 大野城支部保護司
6	委員	見城 眞由美	大野城共生ネットワーク代表
7	委員	高田 隆敏	大野城市行政区長
8	委員	山口 裕三	大野城市人権・同和教育研究協議会 学校部会事務局員
9	委員	平 宏文	公募委員
10	委員	福山 晃司	公募委員

第3次大野城市人権教育・啓発基本指針

2021（令和3）年3月

大野城市企画政策部人権男女共同参画課

〒816-8510 大野城市曙町2丁目2番1号

TEL : 092 - 580 - 1840

FAX : 092 - 574 - 2053

Mail : jinken@city.onojo.fukuoka.jp

<http://www.city.onojo.fukuoka.jp>